



第27回 2019年秋季セミナー
（日本会場編）

事例報告（工場移転、不正防止、 非貿易送金と移転価格税制）

2019年11月

華鐘コンサルタントグループ 副総経理

能瀬 徹

(HP:www.shcs.jp)

セミナー講師紹介



能瀬 徹

華鐘コンサルタントグループ 副総経理



（経歴）1969年岡山市生まれ。1992年大阪外国語大学中国語科卒業後、三井住友銀行（当時の住友銀行）入行。日中投資促進機構への2年半の出向、中国室（大阪）での4年間の勤務後、2001年5月天津支店赴任。渉外課長を経て、2003年6月の銀行退職までの11年強のうち6年半は中国関連のコンサルティング業務に従事。2004年2月、上海華鐘コンサルタントサービス(有)入社。趣味は卓球と海釣り。

講演
内容
骨子

1. 工場移転
 - ① 工場移転の背景と協議移転の問題点
 - ② 政策性移転：補償金算定事例、一般的ステップ
 - ③ 政策性移転に関わる立退き補償金への課税関係（特に土地増値税）
 - ④ 工場立退き対応パターンと方針決定時の要対応・検討事項
 - ⑤ 工場立退き・移転に関わる実行スケジュール事例
 - ⑥ 工場立退き・移転に関わる労務対策のポイント
2. 不正防止
 - ① よくある不正行為の事例
 - ② 不正行為のシグナルと日系企業によくある管理上の欠陥
 - ③ 不正行為防止の為の具体策：発見よりも抑止を要重視
3. 非貿易送金と移転価格税制
 - ① ロイヤリティー送金と移転価格税制
 - ② ロイヤリティー送金に対する税関の輸入税課税

1-1. 工場立退きの背景と協議移転の問題点



移転性質	工場立退きの背景	立退き通知方法	補償金
政策性移転	工場所在地区一帯での商業施設建設	政府公文書	有り
	工場所在地区一帯の都市計画調整	政府公文書	有り
協議移転	環境規制強化と開発区の産業構造調整	政府口頭	有り
	工場所在地近隣での地下鉄駅建設、道路拡張工事、商業施設建設、マンション建設	鎮政府傘下の不動産ディベロッパーより口頭	有り

【政策性移転】

- 公共の利益の必要性により、国有土地上の単位、個人の家屋を収用すること。
- 法令根拠は、『国有土地上家屋の収用及び補償条例』（國務院令第590号、2011年1月21日公布）及びこれに基づき各地が定めた実施細則なり地方条例

【協議移転の問題点】

- 工場立退きの根拠（理由）が不明確、立退き補償金の算定根拠が不明確
- 工場立退きに向けてのスケジュールがはっきりしない
- 土地増値税の免税可否が不確定



1-2. 政策性移転における工場立退き補償金算定事例

	評価項目	単価 (万元/亩)	合計 (万元)	備考 (評価根拠等)
土地 建築物	土地使用権差額補填	50.85	1,322.00	現有土地 (80ムー) と代替地の面積差26ムーへの補償
	建物建築物、構造物	41.44	3,314.90	再配置価格×償却率
	建物内装、構築物	6.37	509.30	再配置価格×償却率
	緑化	0.37	29.90	評価会社の評価額
	小計1	99.02	5,176.10	
設備	移設不可能設備	7.63	610.60	再配置価格×償却率
	移設可能設備	7.19	575.40	評価会社の評価額
	小計2	14.83	1,186.00	
移転 補償	従業員臨時再配置	0.00	0.00	
	従業員再配置	0.00	0.00	
	操業停止補償	2.07	165.70	地元規定；建物評価額*5%
	現金化再配置	0.00	0.00	
	在庫製品の輸送費	0.00	0.00	
	移転損失補償	0.59	47.10	評価会社の評価額
	小計3	2.66	212.80	
奨励 金等	移転奨励金	0.41	33.10	地元規定；建物評価額*1%
	低容積率補償	0.00	0.00	
	異地移転補償	0.00	0.00	
	税金関連補償	2.21	176.40	土地の契税と各種申請手続き費用に対する補償
	小計4	2.62	209.50	
	合計	119.13	6,784.40	

1-3. 政策性移転の一般的ステップ



	実施主体	実施内容
①	土地備蓄中心	経済発展局にプロジェクト申請を提出
②	経済発展局	プロジェクト審査認可意見発行
③	土地備蓄中心	計画・建設・環境保護局にプロジェクト立地申請を提出
④	計画・建設・環境保護局	プロジェクト計画立地選定認可前批准前公示実施
⑤	計画・建設・環境保護局	立地選定意見書、計画範囲図発行
⑥	撤去移転弁公室	撤去移転公告の発表
⑦	撤去移転弁公室と 被撤去移転企業	移転意向協議書締結
		第三者評価機関を共同で選定し、資産評価実施を委託
		評価結果意見聴取→評価結果審査確認→評価結果確定
		移転方案交渉
		補償案確定
⑧	土地備蓄中心と 被撤去移転企業	撤去移転補償協議書締結 (第一回目補償金支払い)
		工場明け渡し (第二回目補償金支払い)
		土地建物名義移転 (第三回目補償金支払い)



1-4. 工場立退き補償金に対する課税関係

【不動産（土地・建物）売却時の課税項目】

項目	課税対象、課税率	納税者	負担者
増値税	土地・建物売却益（売却額－取得原価）に対し5%	売り手	買い手
附加税	増値税納税額に対し10%～13%（地方毎に異なる）	売り手	
土地増値税	土地・建物売却益の増値幅により30%～60%の累進課税。	売り手	
印紙税	土地・建物譲渡契約金額に対し0.05%	双方各0.05%	
契税	土地・建物譲渡総額に対し4%	買い手	

※政策性移転における立退き補償金に対して上記課税項目は全て免税

【政策性移転：立退き補償金に対する企業所得税課税（2012年40号公告）】

免税範囲	購入資産 減価償却	移転費用支出	移転処分資産損失
政策性移転の納税所得税額 ＝移転収入－移転費用－移転 処分資産損失	税法に基づく 減価償却可	<ul style="list-style-type: none"> ●従業員再配置費用 ●操業停止期間中の従業員給与と福利費 ●移転資産を臨時保管する為の費用 ●資産移転据付費用 ●その他の移転関連費用 	<ul style="list-style-type: none"> ●売却・処理各種資産の簿価 ●税金費用等の支出 ●廃棄処分資産の簿価

1-5. 不動産売却時の土地増値税計算方法



(1)土地増値税納税額＝増値額×税率-速算控除額

(2)増値額＝土地・建物売却価格（税抜）または土地・建物評価価格（※1）のいずれか高い方-譲渡原価相当額（＝控除可能額）

(3)控除可能額：控除可能項目は以下の通り。

- ①土地所有権取得原価（税込）
- ②既存の建物及び建築物の評価額（※2）または当初の取得原価
- ③不動産譲渡関連税金

(4)増値幅により税率特定：

増値幅＝増値額÷譲渡原価相当額

増値幅	課税率	速算控除額
50%未満の部分	30%	0
50%超100%未満	40%	譲渡原価の5%
100%超200%未	50%	譲渡原価の15%
200%超の部分	60%	譲渡原価の35%

(5)土地・建物評価方法

※1；時価法（市場法）にて土地・建物の市場価格を算定

※2；再調達価格法（重置成本法）にて既存建物・建築物の再調達コストを算定



1-5. 不動産売却時の土地増値税計算方法（参考計算例）

【前提条件】

- 土地・建物売却価格：4,200万元（5%の増値税込）…市場価格とする。
- 再調達価格法で算出した建物価格：1,500万元
- 建物取得原価：1,200万元
- 土地使用権取得原価：380万元（4%の契稅税込）

【主な課税金】

(1)増値税： $[4,200\text{万元} - (1,200\text{万元} + 380\text{万元})] \times 5\% = 131\text{万元}$

(2)附加税： $131\text{万元} \times 13\% = 17.03\text{万元}$

(3)土地増値税額= $2,303 \times 50\% - 285 = 1,152 - 285 = 867\text{万元}$

①土地・建物売却増値額= $4,200 - (1,500 + 17 + 380) = 2,303\text{万元}$

②増値幅= $2,303 / (1,500 + 17 + 380) = 121\%$

③課税率：50%、速算控除額= $(1,500 + 17 + 380) \times 15\% = 285\text{万元}$

【売り手の税コスト】

884万元=附加税17万元+土地増値税867万元

1-6. 工場立退き対応パターンと方針決定時の要対応事項



移転性質	事業方針	主な対応パターン	現有社員
政策性移転 協議移転	継続	地元政府紹介の代替地に新工場を建設して住所移転	継続雇用
		全く別の地域に新工場を建設またはレンタルして会社設立し、新会社に生産移管、現社は清算（※）	解雇
	不継続	中国内のグループ会社に生産移管、現社清算（※） 会社清算（※）して撤退	解雇

（※）出資持分譲渡による場合、地元政府の「准入」（参入審査）に要合格

要対応事項	要確認・検討事項
移転先探し	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業受入可否と受入条件：投資額要求・最低納税額、容積率（土地購入の場合）、環境・安全政策 ⇒評価ポイント「①環境、②税収、③先進性」 ● 土地「指標」有無（レンタル工場物件の「産権証」有無） ● 新工場建設（内装）コスト見積り、工場移転後の事業採算F/S
会社清算 シミュレーション	<ul style="list-style-type: none"> ● 清算費用（経済補償金、清算期間中の労務費等）試算 ● 清算期間中の損益・資金収支試算
人員再配置方案検討	<ul style="list-style-type: none"> ● 法律根拠、経済補償金試算、三期中の女子従業員への対応等



【スケジュール例①】同一園区内での住所移転

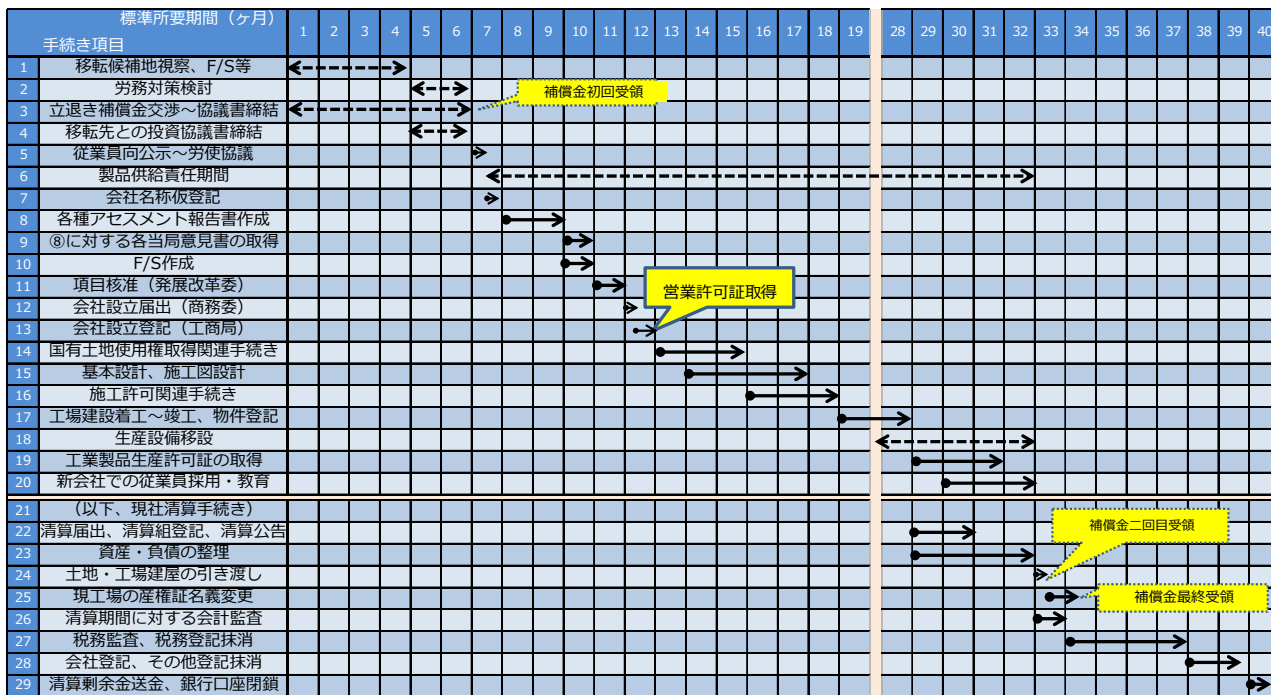


【スケジュール例②】会社清算・撤退





【スケジュール例③】他の地域に新社設立・現社清算



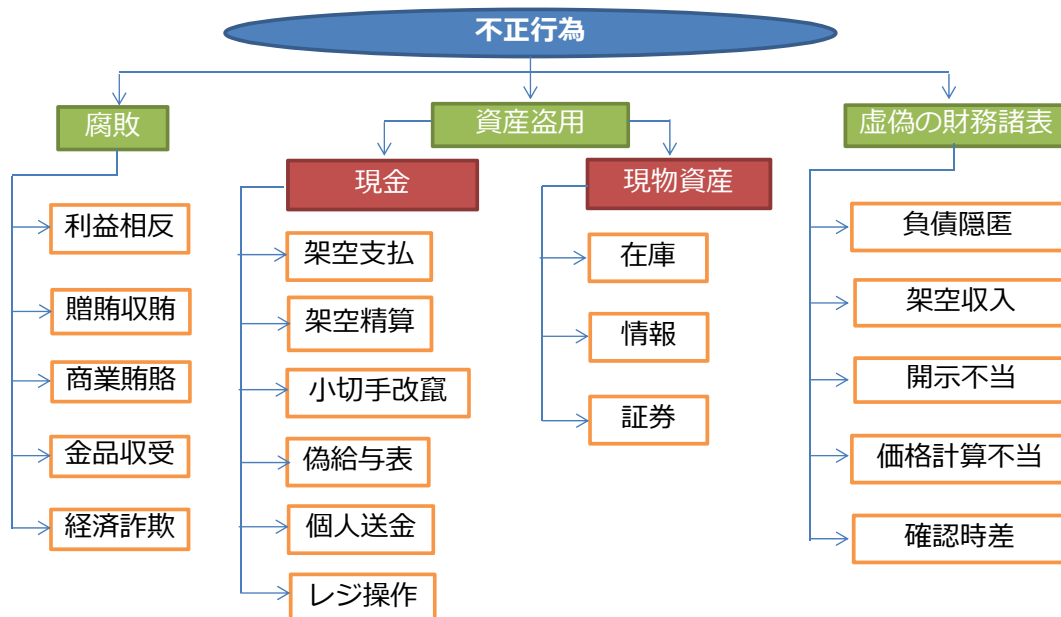
1-7.工場移転に関わる労務対策のポイント



対応パターン	要検討・要注意事項（共通事項）
同一園区内 住所移転	<ul style="list-style-type: none"> ● 情報統制、現地中国人幹部の巻き込みタイミング ● 従業員向け公示日（X-DAY）をいつに設定するか ● 『労働契約法』第4条に基づく従業員側の意見聴取、民主的協議 ● 法定経済補償金（N）+「a」の検討 ● 三期中の女子従業員の扱い、職業病危害要素のある職場での公示前健康診断実施 ● 地元政府部門への連絡、工会幹部、会社幹部への事前告知
清算・撤退	
新社設立 現社清算	
対応パターン	要検討・要注意事項（個別事項）
同一園区内 住所移転	<ul style="list-style-type: none"> ● 移転先で継続勤務する従業員との労働契約は不変（経済補償金も不支給） ● 通勤条件の悪化を理由に退職する従業員の扱いをどうするか
清算・撤退	<ul style="list-style-type: none"> ● 供給責任期間対策（従業員インセンティブ、生産バックアップ） ● 供給責任期間終了後に全従業員との労働契約は「終止」（経済補償金を支給） ● 清算実務を担当させる残留人員の選定とその為の条件
新社設立 現社清算	<ul style="list-style-type: none"> ● 供給責任期間対策（従業員インセンティブ、生産バックアップ） ● 新社移籍不同意→労働契約は供給責任期間終了後に「終止」 ● 新社移籍同意→労働契約は協議一致により「解除」して、新社と新契約を締結



2-1.不正行為のタイプ



2-2.現地法人においてよくある不正行為の例



主体者	不正行為の内容	不正発覚経緯
高級管理職	工事発注先業者、サプライヤーからのバックリベート、金品受領	内部・外部通報 内部・外部監査
	親族が経営する会社への業務発注による利益還流	
	贈賄行為による会社不正行為のみ消し	
	規定違反、行政処罰等の事態の本社または董事会への未報告	
	過度な接待交際費の会社精算	
担当購買	サプライヤーからのバックリベート、金品受領	
	過度な接待交際費の会社精算	
担当会計	出納と会計の兼務による会計伝票改竄・横領・着服	
作業現場	在庫の持ち去り	



2-3.不正行為のシグナル

	具体的な不正行為のシグナル
(1)会計面の異常	①不正常的な原始証憑（発票・銀行入金票・給与計算書・借入契約書等） ●原始証憑の欠落（不連続、欠番）、証拠とならない原始証憑の使用 ●銀行残高調整表に長期に調整項目がある（未記帳や未払い） ●経営規模にマッチしない売掛金残高の大幅増 ●原始証憑に修正の痕跡（内容・数量・金額・署名等） ●不合理な記載（在庫のマイナス表記等）、コピーを原本に代替
	②瑕疵のある会計仕訳 ●注記のない売掛・買掛金、収入・費用調整、仕訳の借方・貸方不一致 ●規定部門以外的人员によるによる帳簿作成 ●期末のイレギュラーな仕訳（利益調節、押し込み経費精算等）
(2)分析して分かる異常	● 説明のない在庫数量の不足や調整、在庫廃品の増加、過度の購買 ● 預金残高の大幅増減、現金不足、過多の発生 ● 合理的理由のない棚卸差損、棚卸差益の発生 ● 不合理な経費支出、精算の実施（大量の事務用品購入・交際費精算等）
(3)私生活の変化	日常生活と収入レベルのアンマッチ、派手な生活・贅沢、不芳な噂
(4)通報・クレーム	社内外の事情を知る者が会社の責任者・董事会・親会社に通報

2-4.日系企業においてよくある主な管理上の欠陥



	管理欠陥の内容
(1)在庫管理の不備	● 日系企業での多くの在庫管理は通常、実地棚卸確認方式【 棚卸計算法 】を採用。期末に現物を確認、当期の使用量を逆算する方式。即ち、「 今期使用量 = 前期期末数量 + 今期購入数量 - 棚卸確認数量 」又は差額を棚卸損益の根拠として、帳簿残高を修正。⇒この方式では、非正常な消費量（廃棄処分・材料の非効率使用・盗難等の不正）が隠されてしまう。 ● 継続的棚卸確認【 継続記録法 】が合理的な方法。「 今期期末数量 = 前期期末数量 + 今期購入量 - 今期使用量 」⇒今期使用量は生産指図書に基づき実際に払出し、使用した数量。在庫管理部門が払出し使用伝票を集計・提出する。 ● 期末の棚卸残高と継続的棚卸確認法による数量が不一致の場合、必ず原因を明らかにし、その後調整処理を実施する。
(2)調達プロセスの不備	● 調達人員が、取引先選定・価格交渉・契約締結・発注・入荷検収・支払手続きの全プロセスを一人で実施 ⇒ 親族が経営する会社への発注も容易になる。財務部門責任者に調達業務を任せた事例、廃品処理を任せた事例では、財務部門責任者によるリベート要求が通報された。
(3)会計と出納の兼任	● 一名が会計・出納を兼務すると相互チェックが働かない。 ● 現金を管理する者は会計の最終処理をしてはならず、会計処理権がある場合は現金に触れてはならない。 ● いずれか一名の産休等、特殊な状況において不正が発生し易くなる。



2-4. 日系企業においてよくある主な管理上の欠陥（続き）

	管理欠陥の内容
(4) 銀行口座の管理	<ul style="list-style-type: none"> ● 多数の銀行口座開設で資金が分散。資金効率悪く、不正も発生し易い。 ● 総経理や財務部長は通常ステートメントを未確認。各銀行からのステートメント入手時期が異なると、出納人員による資金流用の余地を残す。
(5) 従業員福利目的での架空の費用精算	<ul style="list-style-type: none"> ● 従業員に支給する全ての現物は給与に該当し、個人所得税を納税する必要がある（例：出勤手当・祝日慰問金・社内旅行費用等）。 ● 会社は往々にして別の内容の発票により精算処理を実施。この場合、多くの不明朗な費用が発生し、中には架空申請もあり、会社は大きな税務リスクを抱えることになる。 ● オンライン化された『金税三期』システムでは、ビッグデータ比較が実施され、支払金額に対し監督管理を行う（例：事務用品に一定の制限あり、超過時アラーム表示される）。
(6) 販促費支払い	<ul style="list-style-type: none"> ● 販促費（コミッション・プレゼント提供・試供品提供）申請が安易に承認され、承認の可否基準は明確ではなく、事後の監督も欠落。
(7) 低額消耗品の管理不備	<ul style="list-style-type: none"> ● 現行会計制度・税務規定では固定資産の金額基準について具体的規定はない（かつては、1アイテム2,000元以上の基準あり）。企業が自ら決定出来るため、某社は10,000元以上を固定資産とし、10,000元未満は一括して費用処理（例：パソコン・スマホ・工具・計量器具等）。 ● 現物の持ち去り・重複購入等の不正につながる。

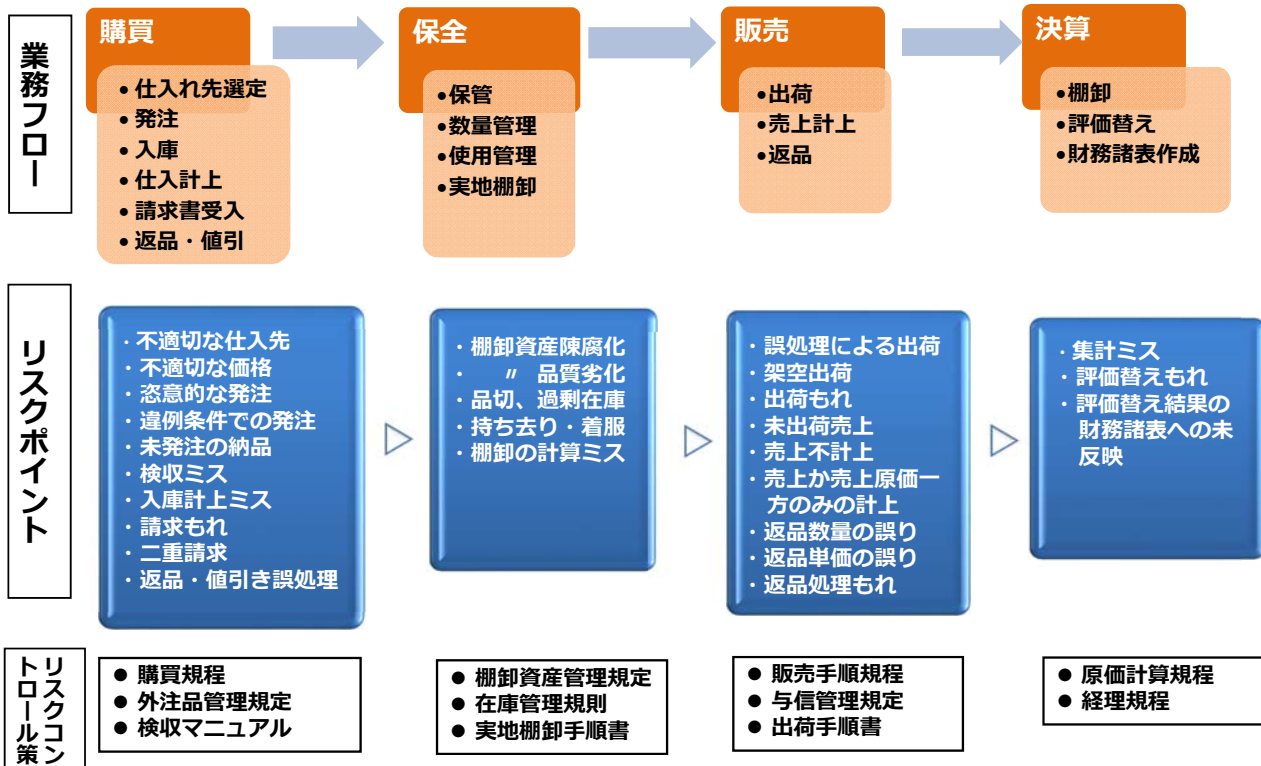
2-5. 不正防止の為に具体策：不正の発見よりも抑止を要重視



	管理欠陥の内容
(1) 内部統制制度の構築	<ul style="list-style-type: none"> ● 構築手順 <ol style="list-style-type: none"> ① 業務をフローチャート化 ② リスクポイントとリスク内容の洗い出し ③ リスクコントロール策の検討と関連規程（マニュアル）の整備 ● 現有内部統制制度の合理性、欠陥有無をチェック ● 全てを作り変える必要はなく、不正の発生し易い項目に限って制度構築することも一案 ● 高級管理職・調達部門・会計部門など主要部門に対する実施監督。
(2) 通報制度の構築	<ul style="list-style-type: none"> ● 会社に通報電話・Eメール等を設置。第三者への管理委託も可能。 ● 全従業員に通報宛先を公開し、更には全顧客・取引先、業務委託者にも拡大することが望ましい。業務契約書にも通報宛先を記載。 ● 会社は通報・調査・処理・報告・保護・奨励等の制度を確立し、通報情報に適切に対応、通報者奨励・保護を行う。
(3) 定期的な報告励行	<ul style="list-style-type: none"> ● 四半期に一度は董事会を開催し、業績報告と活動報告を行わせる。
(4) 現場への監視カメラ設置	<ul style="list-style-type: none"> ● 在庫持ち去り防止
(5) 第三者チェックの導入	<ul style="list-style-type: none"> ● コンサルティング会社や会計士事務所による毎月の会計チェック ● 本社による任意監査



2-5.不正防止の為の具体策（例）購買プロセス管理



3-1.非貿易送金と移転価格税制



2014年7月29日(税総弁発[2014]146号)『対外高額費用支払租税回避防止調査に関する通達』：

- 租税回避防止調査を更に強化し、課税漏れ防止を促進して、企業の対外費用支払による利権移転を防止する。
- 海外関連者に高額な役員費や特許権使用費の支払状況に対し、詳細逐一調査を展開する。

税務局内部文書（税総弁発〔2014〕146号）実施以降、海外関連会社に対する非貿易送金が注目されています。特に技術使用料等をロイヤリティー方式で支払っているケースでは、以下の問題点が指摘されています。赤字または営業利益率が低下している会社の場合、更に要注意です。

- ①一つの業務に対し複数の名目で支払いを行っているケースがある。
- ②ロイヤリティー料率の決め方が随意で、税務部門に対しその客観性・真実性・合理性を証明できない。
- ③契約に規定する範囲を超えた支払いが存在する。
- ④5万US\$以下の対外非貿易の支払は税務証憑の銀行宛提出が不要との規定を利用して、5万US\$以下は納税申告しないか又は、分割支払方式にて申告していないケースがある。



3-2. 非貿易送金と移転価格税制（事例紹介）

某日系生産型企業は1999年の設立時、親会社と技術使用権契約を締結。契約期間は10年。製品売上高の5%を技術使用費として親会社に支払い。契約は商務部門での登記後、税務局に源泉納税を行って、送金支払いを実施。最近税務局より調査確認の必要有りと指摘され、この企業は先ずリスク存在の有無を確認して欲しいと弊社に依頼。弊社は以下の問題点を指摘。

- ①同社生産品は設立時の製品以外に、既にその他タイプの製品に拡大されており、これらは親会社が提供する技術とは無関係。しかし、依然として売上高全体の5%を計上し、技術使用費を支払い。
- ②契約登記期限は既に過ぎており、契約継続も登記更新手続きも未実施。
- ③製品内販拡充の為、2005年より親会社の紹介を通じて顧客に製品を販売し、販売額の3%をコミッションとして親会社に支払い。但し、これ以来、赤字決算となっていることを踏まえると、中国内販を親会社が対価を徴収して支援することの効果とコミッション料率3%の妥当性・合理性を要客観説明。
- ④2014年、2015年は会社の流動資金不足から親会社に上記技術使用費とコミッション料を支払っておらず、未払金項目にて会計処理を行っているにも関わらず、関連税金の源泉徴収納税を行っていない。

3-3. 非貿易送金と移転価格税制（ご参考）



【ロイヤリティー送金に対する輸入税徴収】

<Q> 弊社は「進料深加工結転」により、樹脂成型品を中国内の日系OA機器メーカーに販売しております。生産設備は日本本社からの有償輸入で、日本本社より非専有技術の使用許諾を受け、日本本社宛にロイヤリティーを支払っております。この度、税関から立ち入り検査を受け、このロイヤリティーに対して輸入増値税の納税要求を受け、非常に困惑しております。如何なる根拠による措置なのでしょう？

<A> 同様の事例が、大連市、天津市、威海市、青島市、蘇州市所在の企業からも報告されています。根拠は2014年2月1日実施の【税関総署令[2013]213号】第11条（三）です。

第11条 取引成約価格を基礎として輸入貨物の課税価格を審査確定する際には、当該貨物の支払価格に含まれない以下の費用なり価値は支払価格に含まなければならない。

（中略）（三） 買手が売手又は関連会社に直接・間接的に支払う必要がある特許権使用料。但し、以下の状況に該当する場合は除く。

1. 特許権使用料と当該貨物とが無関係である場合
2. 特許権使用料の支払が当該貨物の中華人民共和国に対する国内販売条件を構成しない場合

3-3.非貿易送金と移転価格税制（ご参考）

【ロイヤリティー送金に対する輸入税徴収】

前出Q & Aの日系企業は、原材料は100%中国国外からの保税輸入であり、製品は100%「深加工進料結転」による中国内日系OA機器メーカー向けの保税販売であり、製品の中国内販売は無い。

地元税関からは、以下の計算式でロイヤリティー支払額に対して輸入増値税の納付を要求され、取引形態、技術ライセンス使用許諾の内容等についての資料を作成して、技術ライセンスと輸入設備・金型とは無関係であることを説明し地元税関と交渉を行ったが理解は得られなかった。

 増値税課税 = ロイヤリティー支払金額（2013年～2015年）×（設備・金型総輸入金額） /
 （設備・金型総購入金額）×17%

（※）設備・金型費は会社設立以降の分全てが対象。

（※）設備・金型の輸入関税率はゼロの為、輸入増値税のみの課税。

 輸入増値税は仕入控除可能でありコストとはならないが、当社は国内販売増値税が無いので、BS貸方の「未納増値税」にマイナス計上したままとなる。

ご清聴ありがとうございました。

Shanghai Huazhong Investment
 Consulting Co., Ltd